

岡山県労災職業病・過労死連絡センター2010年総会決定

一、働くもののいのちと健康をめぐる情勢

はじめに

1990年1月に結成した県センターは来年1月に丸20年になります。この20年間の取り組みのなかでじん肺や過労死、過労自殺など多くの労災認定を勝ち取り、被災者や遺族救済の役割を果たしてきました。

時あたかも未曾有の経済危機が世界をおそい、戦後のほとんどの時期に政権を担ってきた自民党が総選挙で大敗し、民主党を中心とした政権が生まれました。政治、経済が大きく変動している新たな情勢のもと、私たちの役割はますます大きくなっています。

1. 私たちをとりまく情勢

小泉元首相などの自公政権の新自由主義にもとづく「構造改革」は、国民を貧困化させ格差社会を深刻にし、働かせ方を一変させました。弱肉強食の企業社会の下で人間を人間とも思わないやり方で派遣労働を解禁し「派遣切り」「下請切り」など反社会的な行為を強行してきました。その結果、それにより失業者や非正規労働者が急増し、低単価や工期の短縮などの中小業者いじめはますます激しくなり、長時間労働、ハラスメントの蔓延で、自殺などメンタルヘルス不全の急増など働くもののいのちと健康もいっそう悪化しました。

しかし2009年8月末の総選挙の結果、国民の怒りで自民・公明政権が退場し、民主党中心の三党連立政権が誕生しました。同時に「100年に一度」と言われる世界的な恐慌、経済危機が進行しています。相対的貧困率は15.7%、失業者の急増など国民生活はますます困難になっていますが、まさに今こそ製造業への派遣の禁止、登録型派遣の原則禁止など労働者派遣法の抜本改正を求めるたたかい、最低賃金時給1,000円の実現、雇用の確保、ディーセントワークの実現、後期高齢者医療制度の廃止など国民生活向上を求める闘いが重要です。

2. 破壊されるいのちと健康

(1) 精神疾患の急増

厚労省の2007年の労働者健康状況調査では「強い不安、悩み、ストレスがある」とした労働者は58%にのぼりますが、メンタルヘルス不全など働くもののいのちと健康はますます悪化しています。

自殺者は3万人をこえる事態が1998年以降続いています。自殺に大きく関連する「うつ病」など精神疾患も増え続けています。精神障害に関する労災申請は2004年に527件（認定130件）でしたが、2008年は過去最高となり927件、認定267件（県11件中2件）と急増しています。2008年の過労自殺は申請148件、認定66件（県4件中1件）ですが、2004年が申請121件（認定45件）であり明らかに増加傾向です。しかも労災申請に至るケースは限られており、「氷山の一角」です。

(2) 脳心疾患やその他の職業病

働くものの困難を反映して、定期健康診断結果（50人以上の企業、厚労省発表）の有所見率は2008年には51.3%と、過半数を超えました。さらに中小業者の有所見率は81.8%（全商連共済会の調査）と、きわめて高くなっています。「2008年人間ドックの現況」（人間ドック学会・日本病院会）によれば、調査対象者295万人のうち「異常なし」は前年比2.2%低下し9.6%にすぎません。

2008年の脳心臓疾患の労災申請は889件、認定377件（県7件中5件）で、ここ数年高い水準で推移しています。脳心臓疾患による過労死は申請304件、認定158件（県2件中1件）ですが、過労自殺を上回っています。過労死は50歳代に多いという特徴がありますが、30歳代に多い過労自殺と同様、長時間労働や仕事でのストレスを背景としており、人間らしい労働、働きやすい職場づくりがきわめて大切なことを示しています。

(3) 不十分な健康対策

厚労省の「2007年労働者健康状況調査」によると、法による定期健康診断を実施している事業所は8

6. 2%ですが、一般職員の4分の3以上働くパートタイム労働者では41. 1%です。法で義務づけられた長時間労働者への医師による面接指導を「知っている」とした事業所は45. 6%にすぎません。1000人以上の事業所ではほぼ100%が「知っている」ですが、10～19人では39. 6%にすぎません。事業所規模が小さくなるにつれ低くなります。そして実際に面接指導を実施した事業所は全体で12. 2%にすぎません。さらにメンタルヘルスクエアをとり組んでいる事業所は全体で33. 6%ですが、これも事業所の規模が小さくなるにつれ低くなります。

労働安全衛生対策は法的整備だけでは不十分で、職場を基礎とした働くもののたたかいや行政からの指導強化なしには進まないことを示しています。

(4) アスベストによる健康被害

厚労省の報告によると2008年度までに労災保険あるいは石綿救済法による特別遺族給付金の給付を受けた人は、肺がんで1, 725人(県20人)、中皮腫で2, 969人(県23人)となっています。環境省によると石綿救済法の救済給付を受けている生存者(医療費など給付)は、中皮腫1, 948人(県2人)、肺がん495人(県2人)です。特別遺族弔慰金などを給付された遺族は中皮腫で2, 813人、肺がん128人となっています(9月29日現在)。

(5) 労働災害

2008年の労働災害による死亡者数は1, 268人(前年比6. 6%、89人減)、重大災害(一度に3人以上の死傷者)は293件(前年比4. 1%、4件減)でした。派遣労働者の労働災害(休業4日以上死傷者数)は5, 631件(前年比4. 3%減、254件減)ですが、製造業の派遣労働者の労働災害は2, 965人で前年の2, 703人を上回りました。

派遣、下請けなど非正規雇用の労働者、青年労働者は労災申請を阻害されるケースが多々あり、違法な「労災隠し」が後を絶ちません。安全配慮義務違反の摘発を含め、働くものの立場に立ち労働行政を要求することが急務になっています。

二. 活動の経過報告

(1) 主な認定闘争と申請の動き

過労死・過労自殺、そして後遺症などの労災・公務災害の認定に向けては、県貨物運転手過労自殺、高梁市職員過労死、福祉施設焼身自殺、シティFM過労脳内出血、大井過労くも膜下出血、化学物質過敏症、住友電工焼結合金勤務アレルギーなどの事案に取り組んでいます。労災申請後はともすれば弁護士や医師に任せになりがちですが、支援の輪を広げていくことが求められています。

① 中上県貨物運転手過労自殺事件

岡山県貨物鋼運(株)で長距離トラック運転手として勤務していた中上孝志さん(当時53歳)は、2000年3月22日、トラックの荷台で自殺しました。

中上さんは、長時間の運転労働に従事させられたことと、配車を担当する上司から受けていた差別的扱いや嫌がらせが原因で、心身共に疲弊しきってしまい、うつ病に罹患していたと考えられます。

このような状況のなか、中上さんは水島から名古屋に運んだ荷物を壊す事故を起こし、会社上司からの責任追及をおそれ、自殺にいたったものです。

10年間の闘いとなりましたが、09年12月8日岡山地裁公判は結審し、10年1月26日15時30分より判決が言い渡されることになりました。

② 岡山シティエフエム脳内出血事件

(株)岡山シティエフエムのラジオ番組製作部長の田村浩二さん(当時47歳)は、2007年2月9日、仕事中に脳内出血で倒れました。一命はとりとめたものの後遺症があり職場復帰は困難な状態です。

田村さんは、ラジオ番組制作部長として、放送番組の編集、制作、放送、番組放送業務一切の管理・運営に従事し、放送業務全般の管理監督をしていました。放送部は一名で社内に代行する体制がなく、365日の放送業務を一人体制で行っていました。何日も寝泊まりしながらの労働時間は、倒れる前年と1月までの月平均拘束時間は506時間、平均残業時間は月232時間と過労死の危険ライン(80時間)大きく超えるものでした。

県センターでは、山本勝敏弁護士の協力のもとで08年10月8日、岡山労働基準監督署に労災申請しましたが、09年10月20日に不支給の決定となり、労働保険審査官に審査請求の準備中です。

③福祉施設でのいじめによる自殺事件

介護員として働いて男性(当時42歳)は、職場で度重なるいじめによりうつ病を発症し、2007年9月3日、マイカーの中で焼身自殺を図り4日後に亡くなりました。

事実調査等に2年かかりましたが、09年9月4日、監督署に労災申請をしました。

④高梁市職員過労死事件

2004年7月14日、高梁市職員の男性(当時40歳)は、職場で倒れ、意識を取り戻すことなく、亡くなりました。森さんは県内でも文化財の多い高梁市でただ一人の専門職専門職として仕事に誇りを持ち、重要文化財備中松山城の保存・復元整備をはじめ、多岐に渡る文化財保護業務を一手に担いながらも全国に先駆けた数多くの業績を残し、多方面からも高い評価を受けていました。

しかし、これらの業務は1人で遂行できる量を遥かに超えており、記録に残る残業時間を大幅に超えるサービス残業や自宅持ち帰り残業など、個人の犠牲の上に成り立っていました。倒れる直前には、440頁にもおよぶ「備中松山城石垣総合調査報告書」を発刊するため、自宅に持ち帰りで毎晩遅くまで執筆・編集していました。優れない体調をおして明け方まで取り組み、やっと完成したその朝、くも膜下出血を発症しました。

基金では「サービス残業、自宅持ち帰り残業」が認められず公務外となり、公務外認定取り消し求める行政訴訟を岡山地方裁判所に提訴しています。現在、署名に取り組んでいますのでご協力をお願いします。

⑤大井過労くも膜下出血

08年12月18日、岡山地裁は大井さんの不支給取り消しの請求を認める勝利判決を下しましたが、控訴され、現在、高裁公判中で次回公判は10年1月26日10時から予定されています。

⑥二重雇用との判断で減額された休業補償給付が審査官で逆転勝利

3社からなる運転代行グループに勤めていた男性乗務員は業務中に負傷し09年6月4日に労災認定されましたが、2社からそれぞれ賃金が支払われていたため、監督署はA社業務中の災害でありA社のみの賃金をもって平均賃金を算出し休業補償給付を支給決定しました。

県センターでは、3社はそれぞれ別法人であるものの実質的には一体の経営であることと、被災者はどちらの会社の仕事をするか選べる立場でなく2社からもらった給与の合計で計算されるべきだと労災保険審査官に審査請求しました。09年11月4日、審査官は二重雇用にあると認めず、男性乗務員を法人格のない代行グループ会社の労働者とみなし、監督署の判断を取り消す決定を出し、基礎日額6,069円が8,029円に引き上げられました。

(2) 相談活動

電話相談では、過労死弁護団を中心に、6月20日(相談3件)と11月23日の2回「過労死・過労自殺110番」を実施し○件の相談が寄せられました。こうした相談活動は事前のマスコミ報道で左右されるだけに、アピールの仕方を重視していくことが求められています。

(3) 過労死遺族「家族の会」との共同

恒例の「勤労感謝の日」前日に行なわれた厚生労働省交渉と全国過労死を考える家族の会総会には岡山から2人が参加し、全国の仲間と共にたたかう決意を固めました。また、9月25-26日、福井県で開催された全国過労死弁護団の総会には家族の会から2人が参加しました。「家族の会」の忘年会を兼ねた総会は12月11日に開催されますが、県センターからも毎年参加し共闘を強めています。

(4) 活動家養成と活動の交流

第1回中四国ブロックセミナーの成功

第1回となる、働くもののいのちと健康を守る中四国ブロックセミナーを7月4-5の両日、高知市で開催しました。中国・四国ブロックで開催するのは初めてで130人が参加し、岡山からは民医連院所や過労死家族の会など16人が参加しました。

1日目は、全国センターの今中正夫事務局長が、「人間らしい労働・すべての働く人の健康問題を視野に置

いた活動とそれをすすめる主体的な組織作り」についての基調講演があり、つづいて谷脇和仁弁護士から「職場でのいじめやセクハラについて、労働組合の果たす役割」について講演がおこなわれました。

2日目は、5つの分科会や講座に分かれ、運動やたたかひの交流をし、教訓と課題を学びあいました。

(5) 各団体のとりくみの報告

一) 建交労・岡山労災職業病支部

過労死連絡センターには春には労働局要請・10月には全国「なくせキャラバン」で県庁・農水省中四国整備局・労働局要請、また各団体の皆さんには度々じん肺根絶署名のご協力をいただき感謝します。全国トンネルじん肺根絶訴訟は、2007年6月「じん肺根絶対策に向けて方向転換」することで国と合意後、2008年3月「粉じん測定の義務付けや電動ファン付防塵マスク使用の義務付け」など粉じん防止則の改正、さらに同年10月にはトンネル現場労働者の労働時間のトンネル工事積算を「一日10時間から8時間へ、4週22日労働を20日へ」と粉じん暴露時間が短縮されるという大きな成果を上げました「トンネルじん肺基金創設」に向けての議員立法を目指した国会議員の「じん肺根絶賛同署名」は今年7月20日現在で衆参720名の内534名の賛同を取り付けたが、先の衆議院選挙により自公の大敗で10月議会での成立はならず、改選後「なくせじん肺」キャラバンに合わせて賛同署名を繰り上げ11月11日現在552名となっています。岡山労災職業病支部ではアスベスト健康被害に対する相談はあっても、健康管理手帳取得までで労災申請までいかず、労災認定に結びつかないのが現状です。

二) 自治労連県本部

県本部は自治労連が開催した「公務労安・職業病全国交流集会」などに参加し活動してきました。また、自治労連本部が作成した「公務職場のいのちと健康を守る ―安全衛生活動の手引き―」、「公務職場のいのちと健康を守る ―公務災害闘争の手引き―」、「職場のメンタルヘルス対策のために」などを活用しながら在職者死亡の増加やメンタルヘルスなど深刻な状況にある自治体職場で、健康で働きがいのある職場と地域をつくるために「見直そう、問い直そう職場と住民の安全安心」運動に取り組んでいます。

また、高梁市で発生した森氏の過労死闘争は、現在、基金の処分取消しを求めて訴訟をたたかっています。高梁市職労、自治労連岡山県本部、自治労、県下の学芸員などで支援する会を立ち上げ裁判闘争を支援しています。

三) 重工産業労働組合玉野支部

○岡山労働基準監督署

Aさんの労災申請 パワハラ、うつ病

○ナイカイ塩業へ団体交渉

Aさんの思想差別

○三井造船へ団体交渉

Bさんへの職場環境改善 頸椎症・パワハラ

○アスベスト電話相談

4件 検診、手帳、手帳、調査相談

○労働相談

3件 解雇 相談のみ 三井従業員、下請け従業員 2

四) 高教組

教職員の長時間過密労働の改善はすすんでいません。高教組は2009年9月、組合員374名の「業務記録票」を分析しました。月40～80時間の時間外労働(9月分の合計、持ち帰り仕事を含む・別表)をしている教職員は35.8%(昨年度35.1%、かつこ内以下同様)、月80時間を超える教職員が14.4%(14.4%)でした。そのうち月100時間を超える教職員は5.3%(5.5%)。厚労省がいう「45時間＝過労死黄信号ライン」に近い状態で働いている教職員が約半数、「80時間＝過労死赤信号ライン」は10人に1人はいるという結果となりました。県教委調査によると、08年度の教員の病気休職者は

147 人(07 年度 158 人、06 年度 174 人)、うち精神・神経系疾患による休職者が 92 人(07 年度 95 人、06 年度 107 人)となっています。メンタル面での休職数はやや減少とはいえ、改善に向けた大きな変化といえる状況ではありません。

昨年に引き続き高教組では「とりくみのてびき」などを配付し、勤務の割振りをすすめるとともに、衛生委員会の確立と活性化を呼びかけてきました。衛生委員会のとりくみの中で、「女性休養室・更衣室が設置」「定時退校やノー会議デーの設定」などが実現、業務記録票の分析から業務の偏り見直しや校務分掌の再検討などを進める学校も出てきましたが、教育現場多忙化の中で、開催が遅れる、審議内容が周知されていないなど職場のとりくみも各校によって一定ではありません。2 年目になる総括安全衛生委員会では衛生委員会の職場へのいっそうの定着と実効ある過重労働対策などを協議していく必要があります。

五) 県医労連

医師・看護師・介護職員不足からくる慢性的な人手不足によって、夜勤協定が守られない、有給休暇が半数以上未消化のまま、さらには患者や同僚との人間関係が原因でメンタルで長期病休に陥るなど、労働安全衛生上の問題が各職場に共通して起きています。

こうした問題の解決のため、医労連加盟の各単組では労働安全衛生委員会でメンタルヘルス障害対策や腰痛対策の強化を求めてきました。特にメンタルヘルス対策では産業医による面談や「職場復帰支援プログラム」などの対応で解決を図っています。また、職場巡視活動や 11 月 2 日～13 日までゾーンを設定したいっせいで退勤時間調査で、タダ働き・サービス残業の根絶にむけた活動を行ないました。さらに 11 月 21 日には、「夜勤労働の有害性を考える」と題した学習会を行ない、夜勤労働がガンを誘発することや過労死に結びつくことなどを学び、夜勤制限や勤務間隔を最低 16 時間以上あける運動を強化していくことを確認しました。

六) 県民医連

民医連では、2 年間かけて全国で 1 千例の肺がん症例からアスベスト暴露診断にとりくんでいます。その一環として 5 月 30 日 31 日の両日、岡山協立病院で読影会が行われました。中四国地方を中心に 9 病院から 138 例が集まりました。うちアスベストに汚染され、胸膜プラークが発見された事例は 11.6% となり、岡山県内では 6 例が発見されました。

今後も職業や住環境などの聞き取りを強め、この結果を労災申請など患者救済、アスベスト所見の診断法のテキストづくりに生かしてゆく予定です。

七) 生協労組

おかやまコープでは、中央(本部)をはじめ各事業所(配送センター・店舗計 29 か所)に安全衛生委員会を設置し、ほぼ毎月開催してきました。また、中央による年に数回の事業所巡回も実施し、危険ヶ所の改善や現場の聞き取りなども続けてきました。しかし、今年度は複数の事業所で実際には委員会を開催していないにもかかわらず、開催しているかのように議事録を偽造し、報告を行っていた事実が発覚しました。労働組合は、事は労働者の安全を軽視している重大な事態であるとし、原因の究明と再発防止のための交渉を行っています。

こうしたことが起こる背景には、現場の労働実態が極めて過密となり、委員会そのものの開催時間を確保することが困難になっている実情があります。また、失敗やミス(今回の場合は「開催できなかったこと」がそれに当たる)に対する必要以上の“詰め”が行われ、時には人格をも否定するかのような追及が行われるといった組織風土もあります。いずれにしても労働者の安全を軽視しているという事実は変わらず、労働組合として再発防止策の具体化と委員会の意義の再徹底を理事会に要求すると同時に、“虚偽報告”などを生む土壌となっている組織風土の改革を重点課題として取り組んでいます。

八) 地域労組

フルハーフ岡山の職場復帰支援プログラム要求

備前市吉永町にある自動車ボディ製造会社フルハーフ岡山は、日本フルハーフの子会社で、昨年末からの不況を口実に 172 人の内、希望退職約 70 人を募り、約 50 人をフルハーフの他の子会社に出向させようとなりました。それ以前にも出向を強要されていて「うつ状態」になっていた労働者が、再度出向命令を受けました。当人は、岡山地域労働組合に加入。医師から「自宅療養」の診断を受け、出向せずに休職に入

りました。その後療養を続け、医師から職場復帰可能の診断を受け、組合は厚労省が示す職場復帰支援プログラムの制定の協議とその実施を要求しています。

三、今後 1 年間の活動方針

(1) 人間らしく、生き働ける社会を

私たちは、生活ができる賃金が保障され、労働災害や職業病が起こらないよう配慮された安全な職場で生き甲斐を持って働くこと、憲法が活かされた職場で働くこと、人間らしい生活を保障する労働をディーセントワークと呼んできました。ディーセントワークはILOが提唱したのですが、これを実現する課題は働くもののいのちと健康を守る課題と不可分です。多くの人々との共同があってこそ達成できるものです。ディーセントワークをめざし、私たちも積極的に活動し発言していくことが求められています。

(2) 職場で健康、安全を守る活動の推進を

労働安全衛生活動を、労働組合の最重点課題の一つとしましょう。健康であることは働き続けることの基本的条件です。メンタルヘルスは、働きやすい職場でこそ保持・増進させることができます。

各単産は担当部門を持ち、交流集会やニュースを発行し単組や職場でのとりくみが系統的に発展するようにしましょう。

① ハラスメント、メンタルヘルス

この間、メンタルヘルス対策は最重要課題です。この間単産などではこの課題が重視されてきましたが、全国的にみて単組や職場レベルでは、十分な成果をあげていません。行政や事業主に対する要求を整理して要求していくこと、パワハラなどハラスメントのない職場づくり、職場復帰のルール作り、安全配慮義務を明らかにさせる上では労災申請が重要ですが数が少ないなど、など課題は山積しています。各単産・単組で、引き続き重要課題としてとりくみを強めましょう。

② 過重労働からいのちと健康を守る

過労死や過労自殺の大きな要因となっている、長時間労働や夜勤など過重労働に対するとりくみも重要です。

③ 化学物質

シックハウス、有害性についての教育がないまま危険な化学物質を扱っている非正規労働者、職業がんなど化学物質にかかわる職業病が見られます。弁護士や医師との連携を強め救済に取り組んでいきます。

④ 労働安全衛生活動の活性化

以上のことを実践する上で労働安全衛生委員会の設置と活性化は不可欠です。労働安全衛生法など法規を学びながら、職場点検や健康調査を行い、安全衛生委員会を定期開催するなどの労働安全衛生活動を強化しましょう。また非正規を含めた労働安全衛生活動とすることは重要です。

メンタルヘルスは労働安全衛生委員会の調査審議事項となっていますが、安全衛生委員会場できちんととりあげ議論し対策をとることが重要です。また健診結果を労働安全衛生委員会で討議し職場全体の健康づくりを進めるなどのとりくみが重要となっています。

(3) 被災者救済のとりくみ

労働災害の被災者救済は私たちのとりくみの大きな柱です。体制強化を図りながら重点的に取り組みを進めていきます。

(4) 労災不服審査改悪反対のとりくみ

廃案となった行政不服審査法「改正」案による労災不服審査制度改悪については、再提出をさせない立場から、政府交渉を持つなど反対運動を強めます。

(5) アスベスト対策を強めよう

アスベストによる健康被害は、今後ますます拡大していくことが予想されます。

①被災者を見つけ出し救済に結びつけるとりくみ

製造業OB、建設業、ハイリスクな地域で被災者を見つけ出し労災等による救済や健康管理に結びつけることは、ますます重要です。同一産業作業者の横の連携を強め、相互に支援していく体制を確立し強化していきましょう。地域での相談会や電話相談など積極的に行うことを改めて重視します。

②健康管理の強化

労働安全衛生法に基づく石綿健康管理手帳の取得運動を強めましょう。同時に「労災特別加入」していた一人親方に対する健康管理手帳を直ちに交付することなど制度の改善や指定医療機関を大幅に増やすなどのとりくみを強めましょう。環境省が行っている健康リスク調査については、疫学的検討が可能な健診を実施するように求めています。

③アスベストの飛散防止など予防対策

アスベストの飛散防止など予防対策についてはアスベスト対策基本法を制定し、省庁間の垣根を取り払い進める必要があります。同時に自治体や地域においては、周辺住民へ健康被害が発生しない対策の確立と「環境オンブズパーソン（仮称）」制度の検討を行う必要があります。さらにアスベスト除去作業の届出の徹底と監督を強化するためには労働基準監督官の大幅増員が必要です。

また建物の検査や解体などのアスベスト除去対策に、国や自治体から補助金を出すことを全国的に制度化させていきましょう。

④国と石綿関連大企業の責任を問う裁判闘争への支援を

大阪の泉南国賠訴訟、首都圏建設アスベスト訴訟、尼崎でのクボタを相手取った訴訟などと国と石綿関連大企業の責任を問う裁判に勝利することは、国にきちんとしたアスベスト対策を行わせる上でも極めて重要です。全国からの支援を強めましょう。同時に造船などでは企業補償を求めるたたかいも強化しましょう。

⑤補償・救済制度の見直し、石綿基本法の制定を

2011年は石綿救済法が見直される年ですが、石綿救済法の給付水準、給付内容を労災並みに引き上げること、きびしすぎる認定基準を改めることなどを要求していきます。労災補償についても認定基準とその運用など制度の改善を求めるたたかいを強めましょう。

同時に石綿の健康被害の実態を明らかにする疫学調査の実施や、国と石綿関連大企業の責任による予防から補償まで総合的な対策を可能にする石綿基本法、石綿基金の確立を求めて行きます。

（6）未来をになう活動家の育成

働くもののいのちと健康を守る運動を継承していくために、活動家育成が大きな課題となっています。

全国センターは第6回労働安全衛生中央学校の開催を計画しています。また第2回中・四国ブロックセミナーも準備が進められています。こうした学習・交流集会に積極的に参加しながら、活動家の養成を意識的に進めていきます。

（7）共同と連帯へ。いのちと健康を守る組織の強化

①労働組合運動の中にいのちと健康を守る課題を位置づけます。

②過労死を考える家族の会との協力・共同を強め取り組んでいきます。

③積極的に会員拡大にとりくみます。

④昨年12月の総会以後、2～3ヶ月毎に運営委員会を開催し当面の課題などについて協議、運営してきました。運営委員会の定例化をはかります。

⑤機関紙「岡山いのちと健康」の編集体制を整備し定期発行と紙面の充実をはかります。